

高校授業料の無償化に関する意見書

高校授業料の無償化は、長年にわたる国民の要望を受けて平成22年により導入された。公立高校の授業料は徴収されず、私立高校等の生徒については、年額11万8800円の就学支援金が支給され、低所得世帯にはさらに一定額が加算されている。

昨年3月に開催された中央教育審議会の高等学校教育部会において、文部科学省は、高校授業料の無償化等により、経済的理由による高校中退者は平成21年度から平成22年度にかけて36.7%減少し、高校中退者の再入学者の割合も平成21年度から平成22年度にかけて15%増加するなど、一定の効果が見られるとしている。このように高校への進学率が9割をはるかに超えるようになった現在、高校授業料の無償化は多くの国民に受け入れられている。

また、学校納付金や通学費用などの負担も軽いとは言えない。

経済的理由を問わず、行き届いた高校教育を保障するためには、公立高校授業料無償制への所得制限の導入などの制度縮小ではなく、無償制度を維持することが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、高校授業料の無償化を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛(各通)